

○警備員指導教育責任者資格者証の返納命令

第22条第7項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和6年4月1日

処分基準

令和6年4月1日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第22条第7項
処分の概要	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第3条第1号～第6号（警備業の要件）、第22条第2項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処分基準	警備業法第22条第7項各号に掲げるいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第3号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等、その警備員指導教育責任者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室